



1 活動の基本方針

- (1) 学習と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問は年間活動計画を作成し、年度当初に校長に提出する。
校長はそれを学校HP等で公表する。
- (2) 各顧問は、毎月の活動計画を前月28日までにファイルに綴じて校長に提出する。また実際に行った活動が計画と異なった場合には、翌月5日までに綴じてある活動計画を訂正する。なお各顧問は、毎月の活動計画を各部ごとに保護者に配布し、周知する。
- (3) 校長は、各顧問が提出した活動計画により活動時間や休養日が適切に設定されているか確認するとともに、各部の活動状況を適宜視察し、必要に応じて顧問と面談する。
- (4) 部活動指導員の積極的活用を図る。
- (5) 指導にあたっては、校長の指導の下、全教職員が協力し、安全で効率的な部活動となるようにする。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 参加は任意とし、活動には顧問教諭が指導するものとする。なお、1年生の本入部初日には、各部ごとに全顧問が出席して入部式（部活開き）を行う。
- (2) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の未然防止に努める。
- (3) 体罰やハラスメントは絶対に行わない。また、そのための研修を行う。
- (4) いじめの根絶やトラブル防止のため、各顧問、担任、養護教諭、スポーツ・文化育成会等による連携を図る。
- (5) 部長会を設置し、生徒の活動意欲の向上を図る。
- (6) 全教職員は毎年心肺蘇生法研修会・AED使用研修会を行う。
- (7) 各顧問は、休養を適切に取ることが練習効果を高めることを自覚し、効率的、効果的で安全なメニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるようにする。また、指導力向上を図るため、研修会や講習会に積極的に参加する。
- (8) 各部独自で部費を徴収する際は、校長の指導の下、保護者の理解を得るとともに会計報告を行う等、適切な会計処理を実施する。
- (9) 暑さ指数（WBGT）が31を超えた場合は、活動場所の状況や生徒の様子を確認した上で、中止等の対応を行う。
- (10) その他の取り決めごとは別途「部活動申し合わせ事項」として定めるものとする。

4 適切な休養日等の設定について

上尾市立中学校に係る部活動の方針（令和8年6月上尾市教育委員会）に基づき以下の通りとする。

- (1) 平日について
 - ア 活動日数 週に4日まで
 - イ 活動時間
 - (ア) 完全下校時刻 17時
※ただし、公式大会（学総・新人戦等）に出場する場合は、大会1カ月前に限り6回までの延長（17時30分完全下校）を可能とする。
 - (イ) 活動時間 2時間を限度とする。
 - (ウ) 朝練習 実施しない。
- (2) 休日について
 - ア 原則として活動しない。
- (3) 休養日
 - ア 平日 週あたり1日以上
- (4) その他
 - ア 学校閉庁日は、休養日とする。但し、全国中学校体育大会に出場した場合はその限りではない。
 - イ 祝日は、休養日とする。但し、大会・コンクール等に出場する場合を除く。
 - ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。